

# NEWSLETTER

August 2024

## 韓国の最新知財情報 - 2024年8月

- グローバル企業のKIPO PCT国際調査の利用現況 ----- 01
- 二次電池特許審査専担組織及び出願統計 ----- 04
- 商標共存同意書活用のための実用的なポイント ----- 06
- 製薬関連法改正のご紹介 ----- 08
- New Member ----- 10

EDITOR



Hyeon Gil RYOO



Jiwoo JEONG



Hyungwon CHAE

[MORE](#) ▼

このニュースレターは一般的な情報の提供を目的として発行されたものであり、Lee&Koの公式見解または法律意見ではありません。Lee&Koのニュースレターの受信をご希望でない場合は、このメールに返信または[こちら](#)をクリックし、件名に「受信拒否」とご記入のうえ、送信してください。

CONTACT



Patent Attorney  
**Seong Tahk AHN**

T: +82,2,6386,6239  
E: [seongtahk.ahn@leekoip.com](mailto:seongtahk.ahn@leekoip.com)



Patent Attorney  
**Sungmin CHO**

T: +82,2,6386,7934  
E: [sungmin.cho@leekoip.com](mailto:sungmin.cho@leekoip.com)

グローバル企業のKIPO PCT国際調査の利用現況

世界知的所有権機関(WIPO)が2024年7月に公開した知的財産権の統計及び韓国特許庁が2024年4月に公開したPCT統計に基づいて、PCT国際調査の現況を分析した。韓国特許庁に依頼したPCT国際調査は、2018年度から2023年度まで世界で4番目に多い調査受付件数であった。韓国特許庁に依頼したPCT国際調査件数は、世界的にPCT調査受付件数が減少した2023年を除いて、全期間にわたって増加傾向を示した。韓国特許庁と欧州特許庁は、中国特許庁、日本特許庁、及び米国特許庁とは異なり、本国企業だけでなく、外国企業からも相当量のPCT国際調査を受け付けている。韓国特許庁にPCT国際調査を受け付けた上位5つの企業及び技術分野について分析した。韓国企業ではサムスン電子、米国企業ではアプライド・マテリアルズが最も多くの調査を依頼した。技術分野においては、韓国企業はデジタル通信分野、米国企業はコンピューター分野において最も多くの特許出願を依頼した。以下において詳しく説明する。

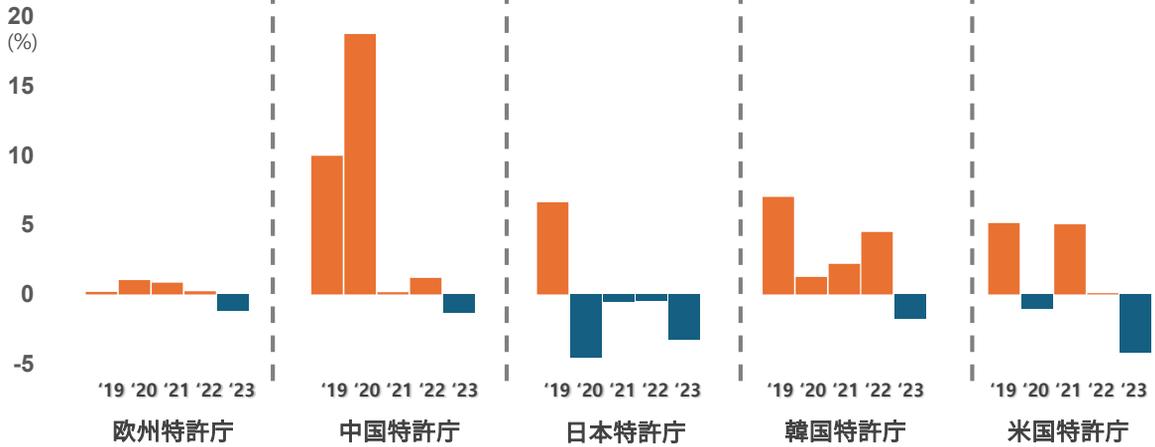
1. PCT国際調査全体の現況

全世界のPCT国際調査は、IP5(韓国、米国、欧州、日本、中国)特許庁に大部分を依頼している。全世界のPCT国際調査機関に受け付けられたPCT国際調査の依頼件数は、2022年まで増加傾向にあったが、2023年には小幅減少し、272,274件で1.92%減少した。



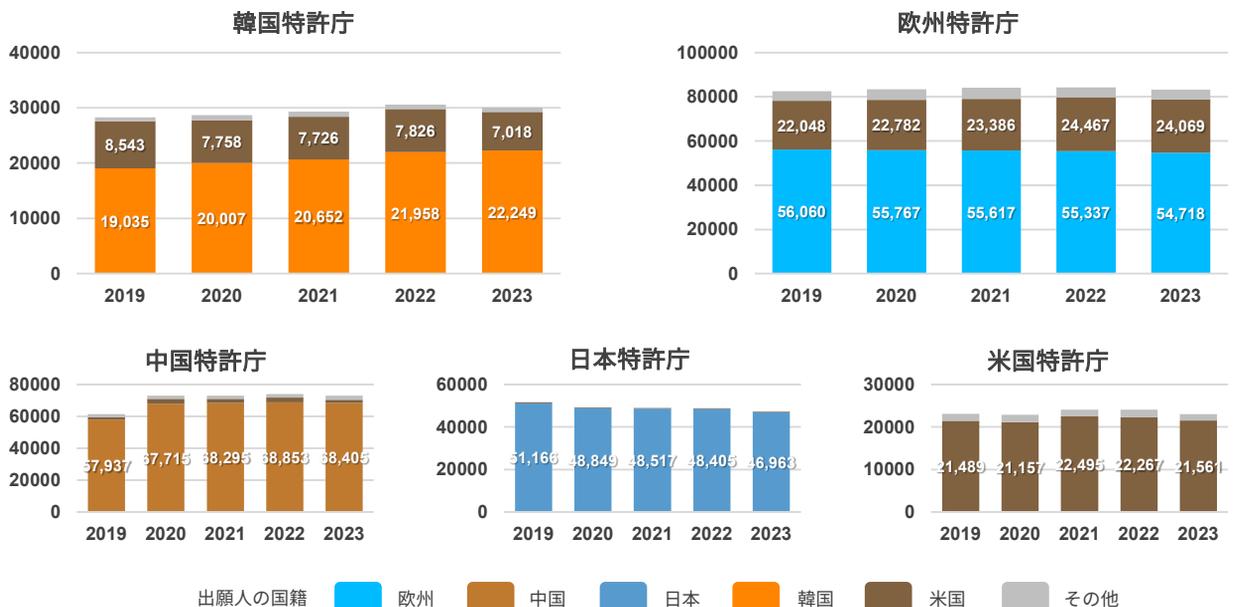
PCT国際調査の受付件数の増減率をみると、PCT国際調査の受付件数が全世界で減少した2023年を除いては、韓国をはじめ中国や欧州が2019年から2022年まで増加傾向を示している。

IP5に受け付けられたPCT国際調査件数の増減率(19~23年)



韓国と欧州特許庁には、中国、日本、米国特許庁とは異なり、本国出願人だけでなく、外国出願人から相当量のPCT国際調査が受け付けられている。韓国では、2023年に米国及びその他の国からのPCT国際調査の受付割合が26%に達しており、欧州では同年に米国及びその他の国からのPCT国際調査の受付割合が34%に達した。一方、中国、日本、米国特許庁では、2023年を基準に他の国からのPCT国際調査の受付割合がそれぞれ6.2%、0.8%、6.5%であった。

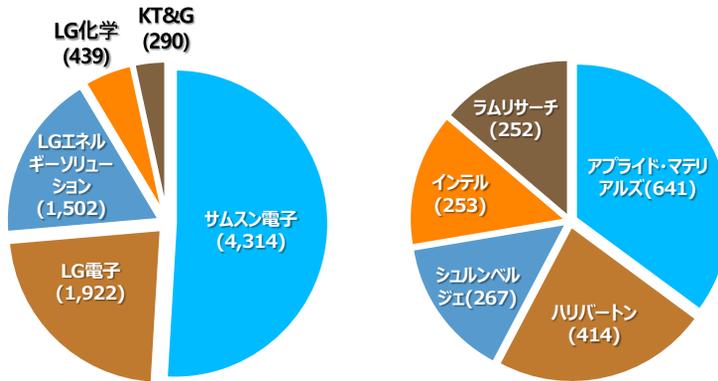
各特許庁の出願人国籍別PCT国際調査の受付現況



2. 韓国特許庁のPCT国際調査細部の現況

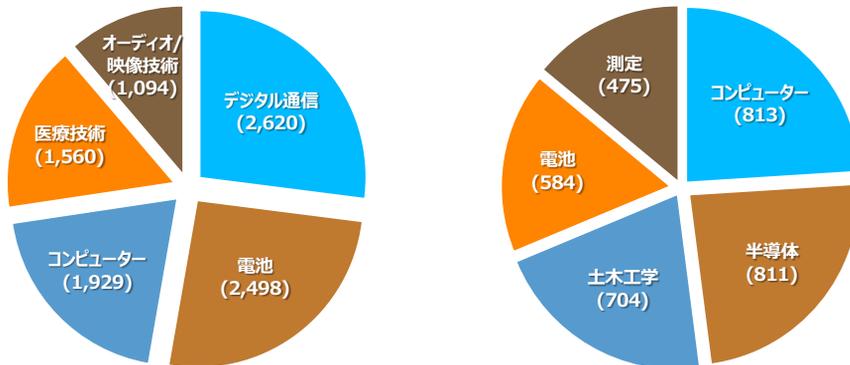
2023年度に韓国特許庁にPCT国際調査を受け付けた出願人のうち、韓国企業ではサムスン電子、LG電子、LGエネルギーソリューション、LG化学、KT&Gが上位5企業に含まれており、米国企業ではアプライド・マテリアルズ、ハリバートン、シュルンベルジェ、インテル、ラムリサーチの順に並んでいることが確認された。これらの米国企業には、世界的な半導体企業が3社含まれている。

2023年度韓国特許庁のPCT国際調査出願人の現況(左：韓国出願人、右：米国出願人)



2023年に韓国特許庁に受け付けられたPCT国際調査出願のうち、韓国企業の出願技術分野ではデジタル通信、電池、コンピューター、医療技術、オーディオ/映像技術の順に出願が多く、米国企業の出願技術分野ではコンピューター、半導体、土木工学、電池、測定の順に出願が多いことが確認された。

2023年度韓国特許庁のPCT国際調査技術分野の現況(左：韓国出願人、右：米国出願人)



CONTACT



Patent Attorney  
Hyungwon CHAE

T: +82\_2\_6386.6632  
E: [hyungwon.chae@leekoip.com](mailto:hyungwon.chae@leekoip.com)

二次電池特許審査専任組織及び出願統計

韓国特許庁は、二次電池関連技術の迅速かつ正確な審査のために2024年6月13日付で二次電池特許審査専任組織を新たに発足した。

二次電池特許審査専任組織は、二次電池技術の生態系の全過程にわたり体系的に特許審査を行うために、「二次電池素材審査課」、「二次電池設計審査チーム」、「二次電池制御管理審査チーム」の3つの審査課で構成される。これら3つの審査課は、特許庁の既存の二次電池分野審査官45名に加え、民間より採用された専門審査官38名を投入して計83名で構成され、既存の人材と新規の人材を3つの二次電池専任審査課に配置して審査効率と審査品質の両方を向上させる計画である。

区分	改編前	改編後	
人員	45名	83名 (既存の審査官45名+専門家38名)	
組織	1つの課	3つの課	
	■ 次世代エネルギー審査課	■ 二次電池素材審査課	■ (審査分野) - 二次電池正極・負極、電解質など素材関連技術
		■ 二次電池設計審査チーム	■ (審査分野) - 電極の構造設計、製法、パッケージングなどの技術
■ 二次電池制御管理審査チーム		■ (審査分野) - 回路システム、バッテリー、リサイクルなどの技術	
期間	約20ヶ月所要 (2024年)	優先審査適用時に2ヶ月	

2024年2月19日付で施行された二次電池特許出願の優先審査施行及び2024年5月29日付で行われた二次電池分野の民間専門家審査官の採用と共に、今般の組織改編を通じて二次電池専任の審査組織が発足することで、迅速な権利化が可能となり、二次電池関連技術の安定的な保護が期待される(参考として、二次電池関連製品、装置等を韓国で生産するか生産準備中である国内外企業の特許出願はすべて優先審査申請をすることができる)。

二次電池技術は、次世代の国家産業発展をけん引する革新技術であり、半導体と共に韓国経済を支える重要な資産としても評価されている。最近、主要国間の技術競

争が激化している状況であり、二次電池関連技術の特許出願件数は最近5年間(2019年～2023年)に年平均13%ずつ急激に増加している。

#### 最近5年間の二次電池特許出願の現況

区分	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
出願件数	8,777	9,451	10,899	12,697	14,396
内国人	6,681	7,270	8,570	9,703	11,390 (79.1%)
外国人	2,096	2,181	2,329	2,994	3,006 (20.9%)

以下は、最近5年間の韓国に二次電池関連出願を行った上位13社の企業を示す。

#### 二次電池特許の多出願企業

順位	区分	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年	合計
1	LGエネルギーソリューション	1,098	1,575	2,134	2,741	2,818	10,366
2	LG化学	778	578	414	379	463	2,612
3	サムスンSDI	269	282	321	378	1,029	2,279
4	(株)現代自動車	281	320	340	443	378	1,762
5	SKオン	99	204	319	423	632	1,677
6	サムスン電子	97	117	173	164	158	709
7	CATL(中)	0	12	51	255	212	530
8	現代モービス	29	43	136	139	72	419
9	Toyota(日)	70	78	75	91	82	396
10	コーロンインダストリー	36	66	142	69	57	370
11	POSCO	46	36	28	48	169	327
12	SEL(日)	39	45	54	65	97	300
13	韓国エネルギー技術研究院	60	51	63	59	62	295

韓国特許庁は、半導体分野における特許審査パッケージ支援の成果に基づいて、二次電池技術分野においてもこのような支援を拡大しており、今後はバイオや人工知能などの国家戦略技術分野においても特許審査の支援を拡大する計画であると述べた。

## CONTACT



Patent Attorney  
Il Hee BAHN

T: +82,2,6386,6249  
E: [ilhee.bahn@leekoip.com](mailto:ilhee.bahn@leekoip.com)

## 商標共存同意書活用のための実用的なポイント

先出願商標による登録拒絶事由を解消するための方策として、先出願者の同意書を提出する制度が2024年5月1日から施行される改正商標法に導入された。韓国は、長い間、同意書を認めない国の1つであり、そのため、この状況を迂回するためには、再譲渡方式(assign-back)が使用されてきた。この方法は、出願商標または登録商標を譲渡して所有者を統一させた後、出願商標が審査を通過すれば再び元の所有者に譲渡する方式である。系列会社間でも、系列会社が所有する先行商標による拒絶を解消するためには、出願商標または登録商標を譲渡して所有者を必ず一致させなければならなかった。しかし、今般、商標共存同意書でこのような煩雑な手続きを代替できるようになった。

韓国特許庁が改正商標法に基づき、商標共存同意書を認めてから4ヶ月ほど経つが、既に商標実務に大きな影響を及ぼしている。同意書を受けることは、先行商標の引用を解消できる有力な方法となった。同意書を通じた円満な合意により、不使用取消および無効化訴訟が途中で終了となる場合が多くなっている。したがって、同意書は、商標出願戦略において考慮すべき重要な要素となった。

韓国の同意書制度は、単純かつ無条件的であるという点において、多少ユニークである。この制度は、韓国の大衆には馴染みのない新しい制度であり、この戦略を使用する際に考慮しなければならないいくつかの注意事項がある。

以下は、韓国において同意書を活用する際に考慮しなければならないいくつかのユニークな点と注意事項をまとめたものである。

## 1. 無条件的な同意書の受諾

他の多くの国において、審査官は、商品の出所の混同に対して実質的な懸念がある場合、同意書を拒否できる裁量権を有している。しかし、韓国の審査官は、極めて稀な場合として、出願商標と引用商標が物理的に同一であり、両商標の商品が文字通り同一である場合を除いては、このような同意書を拒否することができない。代わりに、商品の出所に対する潜在的な混同を解決するために、韓国商標法は、同意書によって共存する登録商標を取り消すことができる条項を導入した。これは、同意書により共存することになった商標を保有している両商標権者のうちいずれか一方(同意書を提供した側か受けた側かにかかわらず)が、自身の登録商標を不正競争を目的として使用し、需要者に商品の品質や出所に対する誤認や混乱を招いた場合に適用される。

## 2. 同意書の簡略な形式

同意書は、両当事者の署名のみを要求しており、公証人の公証が必要な譲渡証書や住所変更宣誓書とは異なる。このため、同意書を容易に偽造できる可能性があり、詐欺のリスクがある。

### 3. 商標登録原簿への記録

同意書の様式は比較的簡略であるが、同意書には [「先登録(出願)商標」および「先登録(出願)商標権者の同意により登録される出願商標」のすべてが登録原簿に共存同意に係る登録商標であることが表記され、当事者はこれを確認する。] という文言が必ず含まれなければならない。これにより、商標登録原簿には、共存合意の事実だけでなく、相手方商標の登録番号も併せて記録される。このような記録に納得できない場合は、再譲渡方式(assign-back)を選択することができる。

韓国の同意書制度は、まだ初期段階であり、時間の経過とともに発展し続けると考えられる。同意書が万能ではないため、経験豊富な商標弁護士の助けを得て、先行商標の引用を克服するためのオーダーメイド型戦略を樹立する必要がある。

韓国の同意書制度は、まだ初期段階であり、時間の経過とともに発展し続けると考えられる。同意書が万能ではないため、経験豊富な商標弁護士の助けを得て、先行商標の引用を克服するためのオーダーメイド型戦略を樹立する必要がある。

## CONTACT



Patent Attorney  
**Ja Young KOO**

T: +82,2,6386,7857  
E: [jayoung.koo@leekojp.com](mailto:jayoung.koo@leekojp.com)



Patent Attorney  
**Mee SON**

T: +82,2,6386,7962  
E: [mee.son@leekojp.com](mailto:mee.son@leekojp.com)

## 製薬関連法改正のご紹介

2024年2月1日、従来の再審査制度を廃止し、医薬品資料保護制度を新設することを主要内容とする薬事法改正案と、研究目的の臨床対象者の範囲を拡大し、研究対象者ではない患者も先端再生医療の治療を受けられるようにすることを骨子とする「先端再生医療及び先端バイオ医薬品の安全及び支援に関する法律」(以下、先端再生バイオ法)の改正案が国会本会議を通過し、2024年2月20日付で公布された。

### 医薬品資料保護制度の新設

薬事法第32条に規定されている再審査制度を廃止し、薬事法第31条の6として医薬品資料保護制度を新設し、医薬品市販後の安全管理制度を危害性管理制度に統合する薬事法第32条の2を新設する改正薬事法は、公布後1年が経過する日(2025年2月21日)から施行される予定である。

現行の再審査制度は、医薬品市販後の安全性確保を目的として運営されており、再審査期間中はジェネリックまたはバイオシミラー会社が開発会社の許可資料(臨床試験資料など)を利用することができない。そのため、再審査制度が事実上、医薬品資料保護制度の役割を果たしてきたが、これは再審査制度の目的に合わないという指摘があった。また、2015年に導入された危害性管理制度と適用対象(新薬、希少医薬品など)、措置内容(市販後調査)などにおいて重複があるため、一元化の必要性が提起された。そこで、再審査制度下における医薬品市販後の安全管理制度を危害性管理制度に統合することになった。

一方、再審査制度の廃止に伴い、医薬品の品目許可を受けるために開発会社が提出した許可資料の保護は、新設された医薬品資料保護制度によって行われることになる。具体的な医薬品資料保護制度の保護対象及び保護期間は、下表の通りである。

資料保護対象	資料保護期間
新薬	品目許可日から6年
希少医薬品	品目許可日から10年
小児適応症が追加された希少医薬品	品目許可日から11年
新たに臨床試験資料を提出した医薬品(既許可医薬品から有効成分の種類変更など重要な事項の変更により、新たに臨床試験資料を提出した場合)	変更された品目許可日から6年
その他、総理令で定める医薬品(具体的な臨床試験資料提出の医薬品の対象及び保護期間は、今後、総理令で定められる予定)	変更された品目許可日から4年

新設された医薬品資料保護制度に基づき、今後、発表される総理令の具体的な内容及び薬事法関連の下位法令の改正内容に注目する必要がある。

### 先端再生バイオ法の改正案

先端再生バイオ法は2019年8月に制定され、2020年8月から施行されてきた。しかし、現行の先端再生バイオ法によれば、韓国では代替治療剤がない場合や、重症・希少難治性疾患患者を対象とした臨床研究のみに先端再生医療を適用することができる。損傷した組織や臓器を再生できる細胞・遺伝子治療は、代表的な先端再生医療に該当するが、過度に厳しい規制のため、韓国では細胞・遺伝子治療剤を開発し、臨床試験を経て品目許可を取得することが容易ではなかった。このような問題を改善するために、先端再生バイオ法が改正された。

先端再生バイオ法の主な改正内容は以下の通りである。

- (1) 先端再生医療臨床研究者の対象が拡大され、代替治療剤がない場合や、重大・希少難治性疾患患者ではない、一般患者も臨床研究に参加できるようになった。
- (2) 先端再生医療治療制度を導入して、臨床目的でなくとも、治療対象者が代替治療剤がない場合や重大・希少難治性疾患患者である場合、審議委員会から安全性及び治療計画に対する承認を受けて、患者に先端再生医療治療を提供することができるようになった。
- (3) 再生医療機関が患者本人から由来した細胞を、生物学的特性が維持される範囲内で単純分離、洗浄、冷凍、解凍などの最小限の操作業務のみを行い、先端バイオ医薬品の原料として供給する場合には、人体細胞等管理業の許可を受けたものと見なすことで、細胞・遺伝子治療を提供できる医療機関を拡大した。

#### 先端再生バイオ法の主な改正内容

区分	改正前	改正後
臨床研究対象者の範囲	代替治療剤がない場合や、重大・希少難治性疾患患者である先端再生医療の臨床研究対象者	先端再生医療の臨床研究対象者(制限なし)
先端再生医療治療制度の導入	食品医薬品安全処の品目許可を受けて初めて患者に使用可能	臨床試験段階にある医薬品であっても、安全性などが確保された場合、代替治療剤がない場合や、重大・希少難治性疾患の患者に対して治療目的で使用可能
人体細胞等管理業者の範囲	人体細胞等管理業の許可を受けた機関	再生医療機関も含まれる

(1)及び(2)の改正事項は、公布日から1年後の2025年2月21日付で施行される予定であり、(3)の改正事項は公布日から3ヶ月後の2024年5月21日付で施行された。

## New Member

Patent Attorney

### ウォン・ジョンヒョク

T: +82.2.2191.3022

E: [jonghyuk.won@leekoip.com](mailto:jonghyuk.won@leekoip.com)



元鍾赫(ウォン・ジョンヒョク)弁理士は、特許庁、特許審判院、特許法院の化学、バイオ、及びヘルスケア分野において25年間勤務するなかで積んだ重要な実務経験と専門知識をもってLee & Ko IPに合流し、化学、バイオ、ヘルスケア分野の発明を中心に知的財産権に関する出願、訴訟、及び諮問を担当しております。

特許庁では、審査官、審判官、審判長、特許法院の技術審理官、審査課長(医療技術、環境技術、住居生活、バイオヘルスケア)として在職する間に、特許庁の職員が選定した「共に勤務したい管理者」に選定されたことがあり、特許微生物寄託制度の改善、序列リスト提出の関連法令の改正、バイオ分野の審査実務ガイドの制定など、化学及びバイオの知的財産権分野での多様な政策樹立及び制度改善に貢献しております。

#### 学歴

2016	英国 University of York 行政学修士
2008	忠南大学大学院特許学科法学博士修了
2005	忠南大学特許協同過程法学修士
1998	浦項工科大学環境工学部修士
1997	技術考試(第33回、化工職)合格
1995	浦項工科大学化学工学学士

#### 経歴

2024-Present	特許法人Lee & Ko IP
2023-2024	特許審判院審判長
2020-2022	特許庁環境技術審査チームバイオヘルスケア 審査課課長
2017-2019	特許法院技術審理官
2016	特許庁住居生活審査課長
2012-2014	特許審判院審判官、医療技術審査チーム課長
2007-2011	特許庁食品生物資源審査課、情報企画課書記官、 化学生命工学審査局主務書記官
2006-2007	豪州特許庁
1999-2006	特許庁遺伝工学課、生命工学課審査官、 革新人事企画チーム事務官